

名古屋港管理組合公報

平成15年9月1日
(月曜日)
第313号

規則目次

○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	1
告示	
○港湾施設の使用停止	5
審議会事項	
○名古屋港審議会委員の任免	5

規則

○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成十五年九月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

名古屋港管理組合規則第十四号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則(昭和五十三年名古屋港管理組合規則第八号)の一部を次のように改正する。

○ 第二条第一項中「第二十二条第三項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第六項中「の規定に該当する」を「に掲げる」に、「各号に掲げる」を「各号に定める」に改め、同項第三号の一を削り、同項第四号を次のように改める。

四 就業に就いた者 就業促進手当

○ 第二条第八項中「又は第六項第三号の一に掲げる再就職手

当に相当する退職手当」を削り、同条中第九項を第十項とし、

○ 第八項の次に次の一項を加える。

○ 第六項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第六項の規定

の適用については、次の各号に掲げる退職手当の区分ごとに、当該各号に定める日数分の基本手当に相当する退職手当の支給があつたものとみなす。

○ 一 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相

当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相

当する日数

○ 二 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当(以下「再就職手当」という。)に相

当する退職手当 当該就業促進手当について同条第五項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日

数に相当する日数

○ 第十三条第二項中「第二十二条第二項第一号イ」を「第二

十二条第二項第一号」に改める。

○ 第十六条第一項中「同項第三号の一又は第四号」を「同項第四号」に、「にあつては再就職手当・常用就職支度金に相当する退職手当請求書(様式第十号)を、同項第五号」を「のうち就業手当に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当請求書(様式第十号)を、再就職手当に相当する退職手当請求書(様式第十号)を、再就職手当に相当する退職手当若しくは雇用保険法第五十六条の二第二項第二号

に該当する者に係る就業促進手当(以下「常用就職支度手当」という。)に相当する退職手当にあつては再就職手当・常用就

職支度手当に相当する退職手当請求書(様式第十号の一)を、第二条第六項第五号」に改める。

○ 様式第十号を次のように改める。

様式第10号（第16条関係）

就業手當に相当する退職手当請求書

台帳番号

1 受給資格者	氏 名					
	住所又は居所	(電話)				
2 就職先の事業所（3①の場合のみ記入）	名 称					
	所 在 地	(電話)				
3 職業に就いた日等について記入してください。	① 一の雇用契約の期間が7日以上ある場合					
	ア 1週間の所定労働時間 時間 分	イ 雇用年月日 年 月 日				
	ウ 雇用期間 (ア) 定め有り→ 年 月 日まで (年 月) (イ) 定め無し					
	エ 支給対象期間中の就業日数 合計 日					
	② ①以外の就業					
	ア 就業先の事業所等 (電話)	イ 就業期間	ウ 就業日数	エ 就業内容		
(電話)		日				
(電話)		日				
(電話)		日				
(電話)		日				
	合計	日				

4 上記2及び3①の記載事実に誤りのないことを証明する。

年 月 日 事業主氏名 印
 (法人のときは、名称及び代表者氏名)

5 上記2及び3の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるか否か。	ア 總職前事業主である。 イ 總職前事業主ではない。
6 申請に係る就業について、管轄安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があつたか否か。	ア 雇用の予約があつた。 イ 雇用の予約はない。
7 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1月である場合に、管轄安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか。	ア 紹介を受けた。 イ 紹介を受けていない。
職業紹介事業者の名称 (電話)	

上記により就業手當に相当する退職手当の支給を請求します。

年 月 日 もとの勤務先 部 課
 氏名 印

名古屋港管理組合管理者 様

※ 支給決定年月日	年 月 日
-----------	-------

備考

- 「2 就職先の事業所」欄には、3①の「一の雇用契約の期間が7日以上ある場合」に該当する場合に記入すること。また、記入内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）の写しを添付すること。
- この請求書には、就業したことを証明する給与明細書等の資料の写しを添付すること。
- 5欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て、離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出資等の割合が100分の50を超えるもの）である他の事業主のことをいう。
- ※印欄には、記入しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

選択する場合は、該当する記号に印を付けてください。

様式第10号の2（第16条関係）

再就職手当・常用就職支度手当に相当する退職手当請求書

台帳番号

1 受給資格者	氏 名			
	住所又は居所	(電話)		
2 就職先の事業所（開始した事業）	名 称			
	所 在 地	(電話)		
	事業の種類			
3 雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	4 採用内定年月日	年 月 日	
5 職 种		6 1週間の所定労働時間	時間 分	
7 賃金月額	万 千円	8 雇用期間	ア 定め有り→ 年 月 日まで	イ 定め無し (年 月)

9 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。

年 月 日

事業主氏名

印

(法人のときは、名称及び代表者氏名)

10 3の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	<p>ア 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。</p> <p>イ 再就職手当、常用就職支度金及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。</p>
--	---

上記により再就職手当に相当する退職手当の支給を請求します。
常用就職支度手当

年 月 日

との勤務先

部

課

氏名

印

名古屋港管理組合管理者 様

※ 支給決定年月日	年 月 日
-----------	-------

備考

- 1 雇用された受給資格者にあつては、1から10までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、1から3まで及び10の欄に記入すること。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

1 (施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)
この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第六項第四号及び同条第九項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職業に就いた者に対する同条第六項第四号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対するこの規則による改正前の失業者の退職手当支給規則（以下「改正前の規則」という。）第二条第六項第三号の一及び第四号に掲げる退職手当の支給については、

3 なお従前の例による。
前項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成十五年五月一日から施行日の前日までの間ににおける改正前の規則の規定の適用については、第二条第一項各号別記以外の部分中「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）による改正前の雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号。以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第二号、同条第二項から第六項までの規定及び第九項、第三条、第四条第三項、第十条、第十三条第二項並びに第十六条の二第一項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

4 前二項の規定にかかわらず、平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち、改正前の規則の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の

5 退職手当の額は、総務部長が定める。
附則第二項及び第三項の規定にかかわらず、平成十五年五月一日前に退職した職員が平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）附則第八条に規定する就業促進手当の支給の例により改正後の規則第二条第六項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち改正前の規則第二条第六項第三号の一又は第四号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、

6 総務部長が定めるものとする。
平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に改正前の規則第二条の規定により支払われた退職手当は、附則第四項の規定による失業者の退職手当の内払

7 とみなす。
附則第二項から前項までに定めるものほか、この規則の施行に關し必要な事項は、総務部長が定める。
この規則施行の際改正前の規則の規定に基づいて作成されている様式第十号の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、改正後の規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。

告 示

名古屋港管理組合告示第49号

次の港湾施設は、平成15年9月4日から当分の間、使用を停止する。

平成15年9月1日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

施設の種類 荷さばき地

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積
稻永ふ頭北D荷さばき地 (稲北D)	1 級	18号岸壁隣接	平方メートル 2,800

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

河 尻 融 (7月8日)

清 治 真 人 (7月31日)

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

小武山 智 安 (8月8日)

村 田 進 (8月25日)

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合